

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和3年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
熊 谷 支 局	熊谷市小八林
東 松 山 支 局	秩父郡東秩父村大字大内沢
東 松 山 支 局	秩父郡東秩父村大字奥沢
東 松 山 支 局	秩父郡東秩父村大字皆谷
東 松 山 支 局	秩父郡東秩父村大字坂本
東 松 山 支 局	秩父郡東秩父村大字白石
東 松 山 支 局	秩父郡東秩父村大字御堂
東 松 山 支 局	東松山市大字大谷
東 松 山 支 局	東松山市大字神戸
東 松 山 支 局	東松山市大字下唐子
東 松 山 支 局	比企郡滑川町大字羽尾
川 口 出 張 所	川口市大字芝
上 尾 出 張 所	北足立郡伊奈町大字小室
志 木 出 張 所	朝霞市宮戸四丁目
志 木 出 張 所	朝霞市大字上内間木
志 木 出 張 所	朝霞市大字下内間木